

令和2年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告に関するQ&A

(令和4年2月16日現在)

	Q	A
1	「令和2年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金」とは。	新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備するため、リアルタイムPCR装置等の設備の整備に必要な費用を支援する補助金です。詳細は交付要綱を御確認ください。
2	報告が必要となる事業者とは。	「令和2年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金」の交付を受けたすべての事業者となります。運営形態は、法人・個人事業いずれも対象です。
3	添付する確定申告とは。	確定申告については、「消費税及び地方消費税の確定申告（写し）」のみ御提出ください。 ※「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」や、「贈与税の申告書」などは、提出不要です。
4	決算を法人本部等でしている場合は。	補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告してください。
5	決算を法人本部等でしている場合の確定申告は、1枚で良いか。	確定申告等の添付書類については、補助金の交付を受けた医療機関ごとに御提出ください。
6	確定申告をしていないと思う。	事業者の経理担当等に、「確定申告」等の手続を御確認ください。免税事業者は「消費税仕入控除税額に係るフローチャート」の「(1)」に該当し、返還は発生しません。（その場合でも、様式の提出は必要となります。） なお、免税事業者等の要件は、国の税金制度の話であるため、お近くの税務署や税理士に御確認ください。
7	確定申告はいつのものを提出すれば良いか。	提出が必要な場合、（補助金の交付時期、支出時期により）必要となる申告年度が異なります。お近くの税務署や税理士に御確認の上、必要な年度のものを御提出ください。